

安全管理に関する特記仕様書

(令和8年度県営林造成事業 保育間伐 第1号)

奈良県森林技術センター

本事業の実施にあたっては、安全管理確認型で契約を実施します。

*安全管理確認型とは、発注する事業規模により定められた人数の安全管理作業員を現場に配置できることを条件とした契約方法です。

関係法令、標準仕様書、特記仕様書、設計図書その他関係図書の記載内容を遵守すると共に、安全管理に関しては下記内容により実施することとします。

記

1 安全管理作業員の配置について

(1) 安全管理作業員として配置できるのは、当該事業体に雇用されている職員のうち、次のいずれかの資格等を有しており常時配置できる者とします。

- ① 治山事業森林整備に係る競争入札参加資格者登録要領第3条(5)に基づき安全管理作業員に選任されている者
- ② フォレストリーダー又はフォレストマネージャーに登録されている者
- ③ 森林環境管理士又は森林環境管理作業士者を有する者であり、かつ当該事業体の経営に参画していない者であって3ヵ月以上の雇用実績があり、森林整備の実務経験を3年以上有する者

(2) 今回発注する事業に必要な安全管理作業員は 3名以上です。

(3) 選任した安全管理作業員の中から1名を担当技術者に選任すること。

(4) 担当技術者と現場代理人はこれを兼ねることはできません。

(5) 上記(1)に記載の人数を配置(常駐)することができなくなった場合は、すみやかに発注者に報告し、指示を受けること。

2 安全対策について

(1) 毎日、作業の開始及び終了にあたっては、全員によるミーティングを実施すること。

(2) 作業現場内に新規雇用者が入る場合は、安全に関する教育を事前に実施すること。

(3) その他、安全の確保に対して万全の対策を講ずること。